

議案第 1 3 号

日野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
改正について

日野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 3 1 年 3 月 4 日提出

日野町長 塚 田 淳 一

日野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

内国旅行の日当支給について、所要の改正を行う。

2 改正内容

概ね100キロを超える内国旅行について、日当を1,300円支給する。
支給しない出張地については、別表で定めるとおりとする。

3 附則

平成31年4月1日から施行する。

日野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
 日野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成20年日野町条例第24号)の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
(費用弁償) 第3条 議員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。 <u>ただし、議員が本会議、全員協議会又は委員会に出席したときは、車賃として片道2キロメートル以上の場合において1キロメートルにつき25円の費用弁償を支給する。</u>					(費用弁償) 第3条 議員が <u>議会、検査立会又は委員会</u> に出席し、 <u>その他公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。</u>				
別表第2(第3条関係)					別表第2(第3条関係)				
1 内国旅行の旅費					1 内国旅行の旅費				
車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
25円	1,300円	県内	県外	2,600円	25円	2,600円	県内	県外	2,600円
					<u>議会、委員会出席日及び検査立会日については、車賃として片道2キロメートル以上の場合において1キロメートルにつき25円の費用弁償を支給する。</u>				
備考									
日当の額									
出張地				日当の額					
鳥取県内				支給しない					
島根県									
安来市 松江市 雲南市 出雲市 太田市									
江津市 仁多郡 飯石郡 邑智郡									
岡山県内									
広島県									
庄原市 三次市 安芸高田市 府中市 福山市 尾道市 三原市 竹原市 東広島市									
神石郡 世羅郡 山県郡(北広島町)									

附 則
 この条例は、平成31年4月1日から施行する。